

会議録(案)

会議の名称	男女平等参画推進委員会 令和5年度 第1回
開催日時	令和5年4月25日(火曜日) 午後6時15分から8時00分まで
開催場所	田無庁舎5階 503会議室
出席者	出席：小澤委員長、笹川副委員長、鈴木委員、平委員、星委員、堀内委員、安田委員、横森委員、高岡委員、中村委員、五十嵐委員、山田委員 欠席：井上委員、篠宮委員、山辺委員 事務局：高橋部長、和田課長、徳丸係長、苅込主任
議題	(1) 令和4年第7回男女平等参画推進委員会会議録の承認について (2) 第4次計画実績評価報告書(令和4年度)について (3) 第5次男女平等参画推進計画について
会議資料の名称	【配布資料】 (1) 令和4年度第7回男女平等参画推進委員会会議録(案) (2) 【資料1】西東京市第4次男女平等参画推進計画の実績評価(令和4年度)の進め方について (3) 【資料2】令和4年度担当課評価一覧 (4) 【資料3】第5次男女平等推進計画体系(案) (5) 【資料4】第5次男女平等推進計画体系比較 (6) 【資料5】第5次男女平等参画推進計画骨子(案)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>【開会】</p> <p>○事務局：これより本年度第1回男女平等参画推進委員会を開催する。 生活文化スポーツ部長の異動に伴い、後任の高橋部長より就任の挨拶をした。 部長より委員長に令和4年度男女平等参画推進計画評価依頼書が交付された。 事務局より委員の半数以上が出席しており委員会が成立している旨の報告をした。 続いて事務局より配布資料を確認した。</p> <p>(1) 令和4年第7回男女共同参画推進委員会会議録の承認について</p> <p>○委員長：議題の「(1) 令和4年第7回男女共同参画推進委員会会議録の承認について」、お手</p>	

元にある会議録（案）を少しお読みいただいて、ご意見を伺いたい。

（黙読）

- 委員長：時間になったので、ご意見のある方は発言をお願いしたい。
- 委員：会議録の最終頁の（３）その他の上の２行目が自分の発言になっているが別委員かと。
- 事務局：修正する。公開時、委員名は記載されない。

（承認）

（２）第４次計画実績評価報告書（令和４年度）について

- 委員長：事務局から説明をお願いしたい。
事務局から「【資料１】西東京市第４次男女平等参画推進計画の実績評価（令和４年度）の進め方について」、「【資料２】令和４年度担当課評価一覧」を用いて、説明を行った。
- 委員：毎年だが、担当課の実績報告をどのように評価すれば良いのかわからない。担当課の実績報告に「固定的性別役割分担意識にとらわれないように配慮しているか」についての評価等の着眼点が記載されていると評価がしやすくなる。
- 事務局：前回の事業についての達成状況を評価してもらう方法を取っており、今回もそれを踏襲したい。評価の着眼点は重点的に考慮いただき、その点も踏まえて検討していく。
- 委員長：呼び掛けても意識の有無によって書きぶりが異なってくる懸念がある。次回会議には実績報告が提示されるのか。
- 事務局：６月に各課からの評価を出す。回収状況によっては前倒しで提示する。
（グループに分かれて振り分けについて議論した。）

○委員長：時間になったので、順に報告をお願いしたい。

- Aグループ：（分野、重点課題の担当を発表）
- Bグループ：（分野、重点課題の担当を発表）
- Cグループ：（分野、重点課題の担当を発表）

（３）第５次男女平等参画推進計画について

- 委員長：事務局から説明をお願いしたい。
SRCから「【資料３】第５次男女平等推進計画体系（案）」、「【資料４】第５次男女平等推進計画体系比較」、「【資料５】第５次男女平等参画推進計画骨子（案）」を用いて、説明を行った。
- 委員：今説明があったことを全般的に話し合うのか、それとも自分達にかかわりのある所をグループで話し合うのか。これらの確定はいつになるのか。
- SRC：まずは全般的に大きな視点で議論していただきたい。今後、それをもとに事務局で事業の紐づけ等の詳細な部分を作成して提示した際に再度議論いただく。

(グループに分かれて第5次計画案について議論した。)

- 委員長：時間になったので、Cグループから順に報告をお願いしたい。
- 委員：「男女平等」から「ジェンダー平等」に変えているが、どちらも基本的には同じような事を指している。「ジェンダー平等」に変えるのは良いが、その後に「男女平等」という表現があると違和感がある。計画名も変更した方が良いのではないか。基本目標1の課題1にある固定的性別役割分担意識も男女だけなのかという意見があった。また、基本目標1の課題1の(3)性的指向・性自認等の理解促進はもう少し具体的に示してほしい。基本目標2については、課題1でワーク・ライフ・バランスや仕事の内容、続いて子育て支援、介護支援の後に、女性のキャリアが位置付けられているが、課題1か2の下の方が流れ的に良いと思った。基本目標3のタイトルに女性への支援と記載があり、課題3も困難女性支援法に基づくところの中で、施策が「高齢者・障害者・外国人等」や「ひとり親家庭」といった表現だと女性に限定されている印象を受ける。女性に限定しないのであれば項目を移動させるか、基本目標のタイトルから「女性への支援」という文言を削除したほうが良いのでは。
- 委員：SDGsの達成に向けた施策を推進するのか、西東京市の施策として目標を達成していくのかといったところで、どちらを評価していくのかといったことになりかねないように思う。世界的な情勢を受け、西東京市としての取組があり、SDGsとジェンダー平等も関連があるという流れを示したほうがわかりやすい。目標設定が難しいようにも感じた。
- 委員：ジェンダー平等に男女平等を含んでいることは理解できるが、女性の地位が低いことや女性議員が少ないといった問題を解消し、男女平等、女性の地位向上といった最初の目標が、男女平等という文言を無くしジェンダー平等という表現だけにしてしまうと少し明確さが欠けてしまうといった意見が出た。基本目標2のワーク・ライフ・バランスで女性活躍の推進を位置付けるのではなく、男女平等参画の実現に向けた推進という基本目標4の方が良いのではないか。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの文言を入れた方がいいのではないか。
- 委員：困難女性支援法に基づく支援として、若年女性への支援、ひきこもりや非正規雇用、単身女性といった女性の貧困が大変大きな問題となっているのでそこも含めてほしい。また、ハラスメントの防止と根絶も是非入れていただきたい。基本目標2に政策・方針決定過程への女性参画の促進がワーク・ライフ・バランスに位置付けられていることが気になった。
- 委員：困難女性支援法に基づく市町村計画の策定は大きな行政の課題となっていて、特に民間との連携等をどのようにしていくのか。婦人保護法の改正という大きな変化は丁寧に見る必要があると思う。

(3) その他

- 委員：学識経験のある方にお聞きしたい。「困難女性支援法」を初めて耳にした時、困難女性という表現がダイレクトに結びついているようで、自分が対象だった場合に悲しい気持ちになるように感じた。この表現に皆さん違和感はなかったか。

- 委員：困難を抱える女性は誰を対象としているのか今も課題となっている。元々は若年層だったが、高齢女性やシングル女性等、困難を抱えている女性は非常に多い。今は困難な女性というのが割と幅広く読み取れるようになっており、都道府県、地方自治体にゆだねられているように思う。困難な女性をどう捉え、どういった支援をするか等を組み立てていくには、各自治体や民間の力が必要だと思う。西東京市は市民の力が強いところだと思うので、どんな支援策ができるのか計画策定の中で見ていきたい。
- 委員：大きなテーマとして居場所づくりがあり、その居場所にどういった人たちがくるのかということを考える必要がある。最初の出発点は婦人保護法からの改正の動きで、女性の人権を守るという観点があり、各行政で異なる捉え方となっている。私達民間団体にも各行政から具体的な取組や連携について問合せがあるため、こちらも何ができるのか、どんな役割なのか棲み分けをしなければ絵に描いた餅になってしまう。東京都が今後提示する方針に沿って各市町村も対応すると思う。
- 委員：説明を聞いて、プライドの問題があるかと思っていたが、実際には助けを求めている人が多くいることが分かったので少し腑に落ちた。
- 副委員長：この法律は売春防止法という、いわゆる「売春婦」を保護・更生させる、社会復帰を支援するという法律が元となっている。「婦人の保護のため」ということで、性暴力やDVの被害者、貧困にある女性たち等の救済の根拠となる法律も、今まで売春防止法となっていた。しかし、時代と共に実態とかけ離れているということで法改正に至った経緯があり、「あらゆる困難を抱える女性への支援」という趣旨で、こういった名称になったかと思われる。略称も変化しており、最近では割と「女性支援新法」という言い方もある。
- 委員長：それでは、令和5年度第1回男女平等推進委員会、これにて閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。また次回もよろしくお願いいたします。